

足利法人会 だより

No.155

令和2年11月1日発行

公益社団法人 足利法人会

論語抄

子游問孝、子曰、今之孝者、
是謂能養。至於犬馬、皆能有養。
不敬、何以別乎。

しゆう、こうを どう。し いわく、
「いまの こうは、これ よく やしなうを いう。
けんばに いたるまで よく やしなうこと あり。
けいせずんば、なにを もって わかたんや。」と。

通釈

(孔先生の弟子の)子游が「親孝行」について尋ねた。それに対して、孔先生は、「今の世の中では面倒をみるという、目に見えた奉仕をすることが親孝行であると考えている。しかし、奉仕するということだけならば、犬や馬だって人間に奉仕するのだ。敬う心がなかったなら、どうして犬馬と区別できるだろうか。」と教えた。

(為政第二⑦) 史跡 足利学校「論語抄」より

〈足利市の文化財(絵画)シリーズ〉

龍雲寺本堂天井板絵(龍雲寺)

あなたに語る心の言葉

母日少ず
えれがなかなかでき
ねんだなあみつを

故 相田 みつを

・大正13年、足利に生れる
・昭和17年、県立足利中学校を卒業
・同年、曹洞宗高福寺(家富町)の禅僧、武井哲應師に出逢い、
在家のまま師事、仏法を学ぶ。平成3年12月逝去

「にんげんだもの」より

令和3年度税制改正スローガン(全法連)

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業に実効性のある支援と税制措置を!
- 厳しい財政状況を踏まえ、
コロナ収束後には本格的な税財政改革を!

表紙：龍雲寺本堂天井板絵(足利市指定文化財、通常非公開)

十七畳の板絵の中央には墨絵の「八大竜王」、その四辺に「十二支」、その周囲に様々な「花・鳥」を彩色で画かれている。

税制改正提言について

栃木県法人会連合会は、令和3年度の税制改正に関する提言をとりまとめました。この提言書は、会員の意向を把握するために、各企業の景気動向、事業承継の緩和策、社会保障制度の在り方、消費税の軽減税率の考え方、地方税に対する意見などをテーマにしたアンケート調査を実施し、その結果を踏まえまとめたものです。また、令和2年春、世界中が新型コロナウイルス感染症によって医療も経済も大混乱をきたしました。これらも考慮し、税制並びに関連する諸問題についての提言を取りまとめたものです。

提言書の主な内容(抜粋)については、次のとおりです。

1 地方経済と中小企業の活性化

(1) 中小企業の活動を促し、地方経済の活性化を図るため、法人実効税率29.74%を20%台半ばまで引き下げること求めます。

(2) 事業継承については、欧米並みの一般財産と事業用財産と切り離れた独立した事業継承税制の創設を求めます。

(3) 中小企業の法人税軽減税率については、適用期限が延長されましたが、経営環境がさらに変化をしている。今、更なる税負担の軽減が必要です。軽減税率適用所得金額の引上げ(2,000万円まで)と軽減税率の10%までの引下げを求めます。

2 財政健全化と行政改革

(1) 行政機構の改革。

(2) 国地方公務員の人員削減及び議員定数の削減。

(3) 地方公務員の給与等を適正水準へ

是正。

(4) 高額な議員報酬の削減と政務活動費の適正化。

(5) 基礎自治体を30万人と考え、更なる市町村合併の促進。

(6) 広域連携による効率化を目指し、道州制の導入と権限と財源の移譲を図る。

(7) 少子化の根本原因をただし、若者に對する積極的な税の再配分を行う。

3 社会保障制度の改革

(1) 年金制度、健康保険制度の一元化を早期に図ること。

(2) 保険料は「応能負担型」の個人負担とし、法人負担部分は法人税として利益または売り上げにのせて徴収を検討すること。

(3) 医療保険や介護保険などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。加えてジェネリック

医薬品の普及率80%の普及を図ること。

(4) 公的年金の財源確保・給付水準向上のための、短時間労働者の厚生年金への適用と70歳までの就労を促進すること。併せて年金支給開始年齢の引き上げを一体的に議論する必要がある。

4 税のあり方と使われ方

(1) 租税特別措置法については、見直しを求めるとともに、所期の目的を果たしたものや利用がないものの整理統合を求めます。

(2) 中小企業の電子申告制度における申告手続きの簡素化を求めます。

(3) 消費税軽減税率制度の廃止とキャッシュレスポイント還元適用期限の遵守(延長しないこと)を求めます。

(4) 所得格差是正のために累進税率を見直し、所得税の再配分機能を強化することも求めます。また、法人税についても利益に応じた累進課税の検討を求めます。

5 当面の税制改正要望について

アンケートに寄せられた要望・意見をもとにして個別の税目について、主な改正要望事項を以下に掲げます。

(1) 法人課税

基本税率のさらなる引下げと中小企業への軽減税率適用所得金額の引上げ等を求めます。また、大企業の内留保金を設備投資に向けさせるため、所得金額(利益額)に応じた累進課税の導入を求めます。さらに、法

人税収額を景気にあまり左右されないよう、課税標準を所得(利益)から売上高(外形標準課税)に変更することを求めます。

(2) 個人所得課税

金融所得の分離課税の税率見直しや総合課税への一元化を求めます。また、各種控除の公平簡素という観点から「個人単位課税」を改め、「世帯単位課税」(N分のN乗方式)の導入が望ましい。さらに、少子化対策のため、子供が多いほど有利になる税制の構築を急ぐべきである。

(3) 消費税

軽減税率制度の導入は事業者の事務負担、簡素化、税収確保などの観点から廃止することを求めます。また、低所得者対策としては、マイナンバーを活用して給付付き税額控除を採り入れるのが望ましい。

(4) 資産課税

引き続き、事業用財産と一般財産とを切り離れた事業承継税制の創設を求めます。

(5) 地方税

時価、公示価格、基準地価格、相続税評価額の一元化、固定資産税の課税で、土地については収益還元価額を、建物は再建築価格でなく経年評価を実施していただきたい。

また、都市計画税、事業所税及び償却資産税については、重複課税や目的税としての意味が薄れており、廃止すべきです。

(詳細は、足利法人会HPの第9回通常総会議案書をご覧ください。)

足利税務署からのお知らせ



足利税務署長あいさつ



足利税務署長
桐原 次弥

本年7月の人事異動で足利税務署長を拝命しました桐原でございます。国税局調査査察部から転任してまいりました。前任の菅谷同様、よろしくお願いいたします。

板橋会長をはじめ足利法人会会員の皆様におかれましては、日頃より税務行政に深いご理解と多大なご協力を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。足利法人会におかれましては、租税教室の講師派遣をはじめとする税知識の普及・納税意識の向上に関わる様々な活動のほか、清掃活動等のボランティアなど多くの社会貢献活動にも積極的に取り組まれ、税のオピニオンリーダーとして多大な貢献をされております。深く敬意を表する次第であります。

私は、埼玉県在住ですが、出身は茨城県那珂市です。栃木県の勤務は栃木税務署以来2回目で、同じ両毛線沿いの地域であり親しみを感じております。足利学校や鑱阿寺をはじめとする歴史と文化の街

「足利市」で勤務できますことを大変光栄に思っております。

さて、日本経済は新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けながらも、国・県・市による各種給付金、補助金及び特別融資等の各種支援策のほか、GOTOキャンペーンや海外とのビジネス往来の解禁など、ウィズコロナ社会における経済活動再開に向け徐々に動き出しているところです。

税務署におきましても、厳しい状況に置かれている方々向けに既存の申告期限延長制度や納付の猶予制度のほか新たな納税緩和措置が早期に活用されるよう、きめ細やかな相談体制の整備に取り組んでおります。また、新型コロナウイルス感染症防止や会社の事務軽減にもつなげるe-Tax及びダイレクト納付をより一層推進し、税務署や金融機関に向かず申告及び納付手続が終了する「税務手続きの抜本的なデジタル化」を進めるほか、各種税制の円滑な実施に向け、着実に取り組んでまいり所存でございますので、引き続き、会員の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、足利法人会の益々のご発展と会員皆様方のご健勝を心から祈念申し上げます。あいさつとさせていただきます。

●「税を考える週間」について

11月11日(水)から11月17日(火)は「税を考える週間」です。この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

本年度のテーマは「暮らしを支える税」です。是非この機会に、国を支える税について考えてみましょう。国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)では、インターネット番組「Web-TAX-TV」で国税局や税務署の仕事、申告に関する情報などを動画で紹介しています。ぜひご覧ください。

お問い合わせ 足利税務署(代表電話) TEL : 0284-41-3151

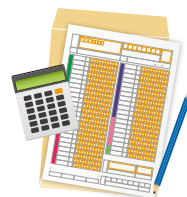
●年末調整説明会中止のお知らせ

足利税務署では、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していましたが年末調整等説明会につきまして開催を中止することとしました。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

年末調整に関する各種情報については国税庁ホームページに**年末調整特集ページ**
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)

を作成していますので、ご不明な点等ございましたらご覧ください。

また「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調書の用紙についても国税庁ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用いただけます。



お問い合わせ 足利税務署(法人課税第一部門直通) TEL : 0284-41-3160

家族のあり方も見つめ直す

—コロナ後の日常—

産業カウンセラー 柏木 勇一



🏠 在宅勤務で知った家族関係

地域によって程度は異なりますが、新型コロナウイルス感染症問題は、「ステイ・ホーム」家にいなさい」という現象が示すように、働く人々とその家庭にも影響しました。感染拡大が終息したわけではありません。コロナをめぐる様々な対応が、働き方や家族のあり方に与えた課題は大きく、新しい日常のあり方が問われています。

働く現場の変化は、在宅勤務、テレワーク、リモート会議などの言葉に示されています。これも地域によって、そして工場など業種業態によっても異なりますが、「自宅での仕事に集中したいが、学校も休みでみんな家にい



る。うるさくて集中できない。つい、妻や子どもに怒鳴ってしまった。どうしたらいいか」という相談が4月、5月は結構ありました。コロナウイルスが投げかけた問題のひとつとして、家族のコミュニケーションの重要性を感じました。「家族の新しいあり方を見つめ直す機会」と、とらえてみませんか。

🏠 家族みんなを尊重していますか

こういう質問を、相談をしてきた方に投げかけました。電話での話し合いです。ちよつと沈黙がありました。もし面談だったら、視線をずらして考え込んだかもしれません。出てきた答えは「急にそう言われても、尊重なんて普段は考えていませんね」でした。

家族間のコミュニケーションには、夫婦と親子という2つの関係性があります。どちらにも大切なことは、相手を尊重できるかどうか、ということです。子ど

もは子どもの、母親なら母親の、それぞれ異なる人格、価値観、考え方があることを忘れないでください。「一応、ここでの子どもは、小学校高学年以上を想定しています。その人となりは形成されています。子ども扱いすると危ないです。自分本位の大人の考え方を優先して対応すると、親子の間に溝が生じます。夫婦間でも同じでしょう。

イライラしている時は、自分自身の価値観を前面に出している時です。いったん気がいたら、相手の立場も考えてください。学校に行けない、外で友達と遊べない、子どもだって悩んでいるんだ、と考えることができれば怒鳴らないでしょう。この話をした時、相談者からは「みんな辛いですよね」と納得の言葉が返ってきました。

🏠 アイ(ー)メッセージのコミュニケーションを

これは、「あなたはダメだ。あなたは間違っている」と伝えるのではなく、「私はこう思う」と、自分を主語にして、自分の気持ちや考え、時には感情を言葉にして伝えることです。この話し方のメリットは、相手に意見を押し付けるような印象を与えないことです。つまり相手を尊重するコミュニケーションです。例えばテレワークの準備で資料を作成中、子どもが隣でゲームを始めました。「父親が仕事

中にゲームとは何だ、けしからん」と思い、イライラが強くなると、「うるさい」と大声が出ます。こんな時「外に行けないからお前もイライラしているのは分かる。こっちの仕事が一段落するまで30分でもいいからゲームはやめてくれないか」という言葉が出れば、子どもも分かってくれるはずですよ。

コロナ禍がもたらした職場と家庭の変化。危機感を持つことも大事ですが、新しい試みを考え実現していく好機ととらえることも欠かせないでしょう。家族関係の見直し、親子間の信頼につながります。ここで示した、相手を尊重するコミュニケーションは、家庭だけではなく職場でももちろん通用します。ぜひ試みてください。



■ 筆者紹介 柏木 勇一 (かしわぎ ゆういち)

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

令和3年度 税制改正提言活動

去る10月12日(月)に板橋会長、岩崎副会長(税制委員長)、柳田副会長が市役所を訪問し、和泉足利市長、柳市議会議長、若井教育長に面会し、提言書の趣旨説明の上、ご支援・ご協力をお願いする要望活動を実施いたしました。

また、コロナ禍における中小企業への支援についてもお願いしました。



左から柳田副会長、岩崎副会長(税制委員長)、板橋会長、和泉市長、柳議長、若井教育長

足利市こども夢基金に 寄付金贈呈

去る10月12日(月)板橋会長、柳田副会長(総務委員長)、岩崎副会長が足利市役所を訪れ、和泉市長に「足利市こども夢基金」への寄付金として15万円を贈呈いたしました。

この「足利市こども夢基金」は、全国的に出生数の減少が進む中、安心して子どもを産み育てる環境の整備が急務となつていくことから、令和元年4月足利市の未来を担う夢を持った子供たちの健全やかな成長に資するため創設されたものです。

現在、3千8百万円を超える寄付があったとのことです。



左から岩崎副会長、柳田副会長、板橋会長、和泉足利市長

ビッグハート・ ネットワークによる 寄付金贈呈

去る9月10日(木)栃木県法人会連合会の黒本会長・板橋厚生委員長・日高専務理事、法人会福利厚生制度受託

保険会社2社の代表が、栃木県の福田知事を訪れ、昨年10月の東日本台風の復興支援に役立ててもらうため、寄付金100万円を贈呈いたしました。



左からAIG損保遠藤支店長、板橋厚生委員長(足利法人会会長)、黒本会長、福田知事、大同生命藤井支社長

ビッグハート

トネットワークとは、全法連(全国法人会総連合)・大同生命・AIG損保が、会員企業専用の保障制度の加入を推進する中で、その収益金の一部を全国被災地への寄付に充てる地域・社会への貢献を目指す取り組みです。

スタートした2005年から、これまでで1億3千万円が全国の被災地へ贈られています。

栃木県法人会連合会 キックオフ会議の開催

去る9月16日

(水)に県内各法人会役員と法人会福利厚生制度

受託保険会社3社の

40名が参加し、栃木県法人会連合会キックオフ会議が開催されました。



挨拶する黒本会長

この会議は、会員の福利厚生制度の充実を推進することを目的に毎年4月に実施されており、今年度はコロナウイルス感染症の影響により、9月開催となりました。

受託保険会社3社では、想いをつないで50年『会員企業を守りたい』キャンペーンを推進する中、特に新型コロナウイルス感染症への様々な対応や情報提供などに力を入れており、それらについての取り組み状況も説明されました。

租税教室講師派遣

令和2年度最初の租税教室は名草小学校です。新型コロナウイルス感染症で様々なことが影響を受けている中、MD部会員を講師として派遣いたしました。対象者は6年生12名で、税金について真剣に講師の話聞き、講師の質問や課題について積極的に参加してくれました。また、DVDを見て、税金のある世界と無い世界の違いに驚いていました。

併せて

「税に関する絵はがきコンクール」に応募していただけるようお願いをいたしました。



MD部会梅原監事

足利法人会事務局からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策に関連する税務情報について、足利法人会ホームページ (<http://www.acs-net.jp/~ashihou/>) の新着情報に掲載いたしましたので、ご活用ください。

●新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について

税制上の措置	リーフレット	国税庁HP解説
納税の猶予制度の特例	リーフレット①	解説①
欠損金の繰戻しによる還付制度の特例	リーフレット②	
テレワーク等のための中小企業の設備投資税制	リーフレット③	
中止等された文化技術・スポーツイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した参加者への寄付金控除の適用	—	
住宅ローン控除の適用要件の弾力化	リーフレット④・⑤	
消費税の課税選択の変更に係る特例	リーフレット⑥	
特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税	リーフレット⑦	

●感染予防策と事務の効率化となる「e-Tax及びダイレクト納付」について

種類	リーフレット	Web-TAX-TV	国税庁HP解説	マニュアル
源泉所得税はe-Taxで納付	—	TV①	—	—
国税の納付は便利なダイレクト納付のご利用を	リーフレット⑧	TV①	—	マニュアル①
法定調書の作成・提出はe-Tax	リーフレット⑨	—	—	マニュアル②
納税証明書のオンライン請求	リーフレット⑩	—	—	マニュアル③
自宅からのスマホで確定申告	リーフレット⑪	—	解説②	—
マイナポータルを活用した 年末調整・確定申告の簡便化について	—	TV①	解説③	—

※ ホームページではリーフレット等それぞれリンクを貼ります。

MD部会

活動のお知らせ

全法連青年部連絡協議会では、これまで租税教育に力を入れてきましたが、今年度からこれに加えて、国の財政健全化のための健康経営プロジェクトを推進するため、2つの目標を設定しました。

目標1 企業の活力向上について

「法人会青年部会は、2040年に向けて、社会保障制度の破たん回避と安定的な国の歳入確保に寄与するため、今後、法人会ならではの健康経営の推進と普及に取り組み、会員企業をはじめ日本全国の企業と共に生産性向上と収益力強化を実現し、税収（法人税と所得税）の増加に貢献する。」

目標2 医療費の適正化について

「法人会青年部会は、2040年に向けて、社会保障給付費の推計190兆円を抑制するため、今後、適切な医療との関わり方について学び実践するとともに、会員企業をはじめ広く世の中に周知することで医療費の適正化に貢献する。」

新規会員のご紹介

令和2年7月1日～
令和2年9月30日

新規加入法人	株両毛新聞社
業種	新聞発行業
代表者	川島 順一
住所	足利市巴町2543

◆ 新会員募集のお知らせ ◆

足利法人会では、新会員を募集しています。会員の皆様のお知り合いの方をご紹介ください。

日本の未来を担う子供たちのために 財政健全化に貢献!

医療費等給付費の増大が国の財政を圧迫

しわ寄せは子供たちに...

子供たちの世代を救うために我々大人が主体的に取り組めることはないだろうか?

ジェネリックで
お願いします

ジェネリック医薬品とは?
ジェネリック医薬品とは、原研薬と同じ有効成分を含有するが、製剤形式や包装などが異なる医薬品のことです。品質は同等であり、効果も同等です。また、ジェネリック医薬品は、原研薬よりも価格が低いため、患者さんの負担を軽減することができます。

シールを貼るだけ!!
シールを貼るだけで、ジェネリック医薬品を処方してもらえます。

法人会 (公財) 全国法人会総連合 青年部会連絡協議会

会員の皆様には、健康経営プロジェクトの趣旨をご理解・ご賛同いただきたくお願いいたします。
また、賛同される会員企業のご家族・従業員様へは「ジェネリック推進シール」の配布をしておりますので、ご希望の枚数を12月15日までに足利法人会事務局あてにお申し込みください。

新型コロナウイルス感染症に係る電話相談について

栃木県では、新型コロナウイルス感染症に関するコールセンターが設置されております。
また、多言語での対応も可能となっております。



1 栃木県新型コロナウイルス感染症に関する電話相談口

TEL: **0570-052-092**

24時間対応(土日、祝日を含む)

2 栃木県に住む外国人のための新型コロナウイルス相談ホットライン

TEL: **028-678-8282**

24時間対応(土日、祝日を含む)

19言語対応(英・中・ベトナム・ポルトガル・シンハラ語他)

織姫神社清掃奉仕参加のお願い

11月5日(木)午前9時から織姫神社境内等の清掃奉仕活動を行います。

会員の皆様におかれましては、社会貢献活動の一環としてご理解をいただき、ぜひ参加していただきたくお願いいたします。なお、参加される会員様は、事前準備(清掃用具等)がありますので、足利法人会事務局までご連絡下さい。



インターネットセミナーのご案内

足利法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料で500タイトル以上のインターネットセミナーを受講いただけます。

足利法人会ホームページ左下の
インターネットセミナー

のバナーをクリックしてください。



会員専用IDとパスワードは

会員ID: **0713** パスワード: **2866**

今後の法人会 主な行事予定

令和2年

- 会員増強運動期間 10月～令和3年3月
- 織姫神社清掃奉仕 11月 5日(木)午前9時～
- 第2回理事会 11月13日(金)午後2時～
- 新設法人説明会 12月 2日(水)午後2時～

※日程等については、都合により変更になる場合があります。
詳細は事務局へお尋ねください。

令和3年

- 新春講演会 1月12日(火)検討中
- 新年合同賀詞交歓会 1月12日(火)検討中
- 新春特別講演 2月10日(水)午後3時～
- 決算期別法人税・消費税軽減税率制度説明会 2月17日(水)午後2時～
- 第3回理事会 3月11日(木)午後2時～



電子申告で効率UP!!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディー



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

■発行所/公益社団法人 足利法人会 〒326-0801 栃木県足利市有楽町835番地(商工会議所北事務所内)
TEL 0284-43-2866 FAX 0284-43-2867
http://www.acs-net.jp/~ashihou/index.html

■発行人/会長 板橋 信行
■編集人/広報委員長 尾花 正一
■令和2年11月1日発行

●●●会社名、代表者、所在地、資本金等の変更がありましたら、法人会事務局にご連絡ください。●●●